

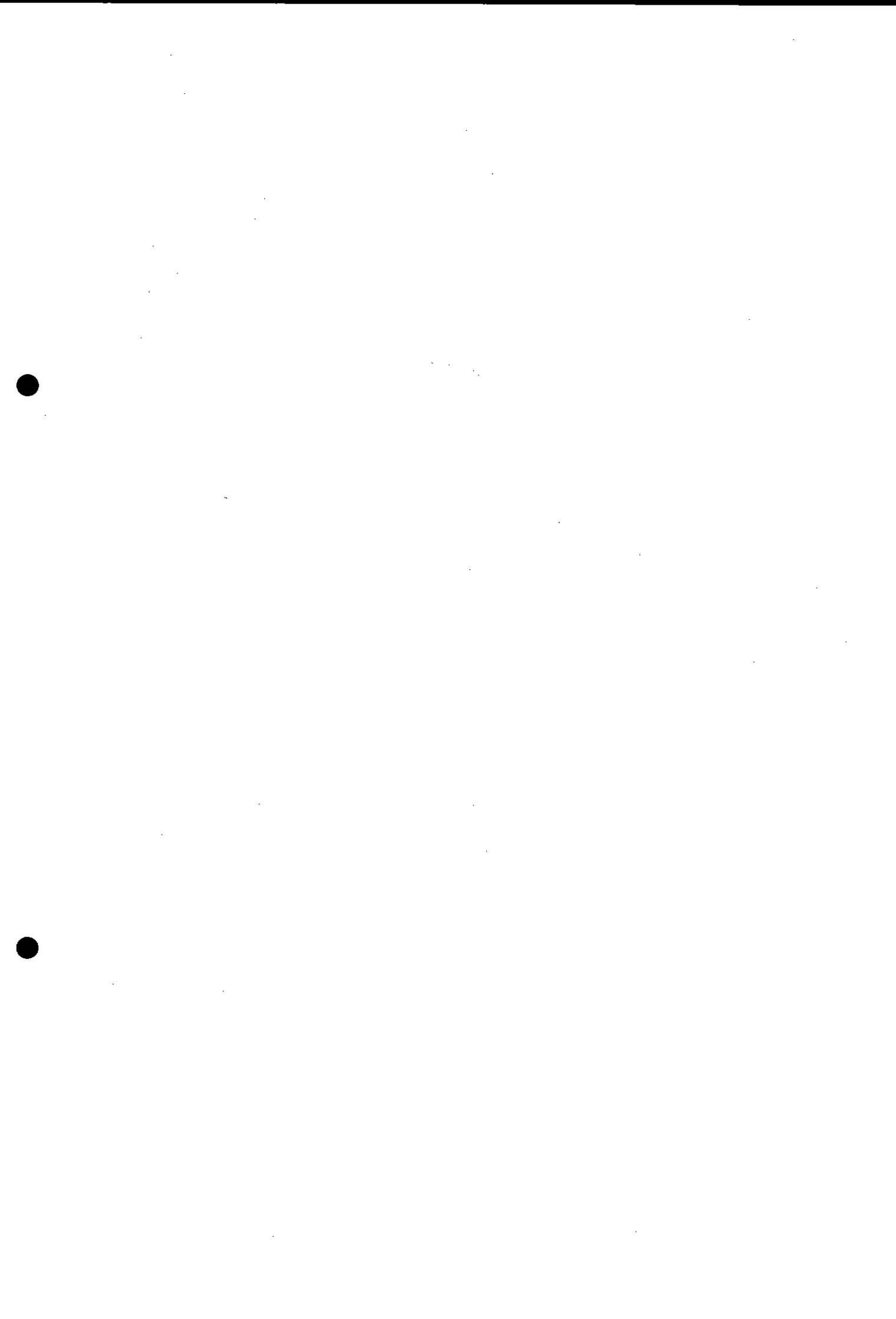
内閣参質一五五第四号

平成十五年二月十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田寛之殿

参議院議員中村敦夫君提出黒部川水系の治水と砂防に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員中村敦夫君提出黒部川水系の治水と砂防に関する質問に対する答弁書

一の1について

国土交通省北陸地方整備局（旧建設省北陸地方建設局。以下「北陸地方整備局」という。）及び富山県が策定した黒部川溪流環境整備計画基本計画（以下「基本計画」という。）において、お尋ねの「下廊下・十字峡地区」は、「高山帯植生、オオシラビソ、ダケカンバ、コメツガなどの亜高山帯植生、ブナ林等の山地帯植生が広く分布している。また、中部山岳国立公園に指定され、特別保護地区が大きく広がっている。このような自然を背景に学術的・法的に貴重な動植物が生息し、自然度がかなり高い区域である。北アルプスの大自然のもと一部に登山道が整備され、十字峡、S字峡、下廊下などの景観を求めて登山者が訪れる。また、観光シーズンには黒部ダムを拠点として多くの人々が訪れる。」という共通の特性を有していることから、「優れた自然、山岳美・峡谷美を保全する」ことを基本理念とする「Aゾーン」として設定されたものである。

一の2について

基本計画において、お尋ねの「サンナビキ・嘉ヶ堂谷地区」は、「ブナの原生林のほか、ツガ、ネズコ

などの針葉樹が混交する天然林が分布し、中部山岳国立公園の特別地域に指定されている。登山道や山小屋などは整備されておらず、利用度の少ない区域であるが、トロッコ電車から眺めた黒部峡谷の景観美が訪れた人々の目を楽しませてくれる。」という共通の特性を有していることから、「景観に配慮し、豊かな自然環境を保全する」ことを基本理念とする「Bゾーン」として設定されたものである。

一の3について

基本計画において、お尋ねの「小黒部・黒薙・祖母谷地区」は、「日本を代表する高山帯植生群をはじめ、オオシラビソ、コメツガなどの亜高山帯植生、その下部にはブナ林や落葉広葉樹とネズコ、ツガなどの針葉樹が混交する原生林が広く分布している。また、中部山岳国立公園特別地域に指定されている。このような自然を背景に学術的・法的に貴重な動植物が生息し、景観資源も多く、自然度がかなり高い区域である。また、尾根沿いには登山道が分布し、シーズンになると登山者など自然を求める人々が行き来する。反面、荒廃状況が著しく、崩壊地が数多く分布する。過去に土砂災害を引き起こした溪流が位置し、土砂災害ポテンシャルがかなり高い区域である。」という共通の特性を有していることから、「豊かな自然環境と砂防事業の共生・調和を図る」ことを基本理念とする「Cゾーン」として設定されたものであ

る。

一の4について

基本計画において、お尋ねの「宇奈月温泉周辺地区」は、「コナラを優占種とする二次林のほか、トチノキ林が分布し、古くから人々の生活と自然が共存してきた地域で、貴重な動植物も生息しており、多様性のある里山的な風景を有している。宇奈月温泉街を中心とした観光地であり、黒部峡谷探勝への入り口であり、黒部川流域の地域産業・生活の基盤をなす区域である。一方で、過去に幾度となく土砂災害や洪水氾濫などの災害に見舞われている。黒部川内水面漁業協同組合によつてアユをはじめ、数種類の魚類の放流が盛んに行われている。また、下流域では河川敷が憩影公園などの河川公園に利用されているところもあり、河原利用が可能な場所も多くみられる。」という共通の特性を有していることから、「地域の拠点・宇奈月温泉街を災害から守る」こと及び「黒部川下流域に広がる河川空間を創造・利用する」ことを基本理念とする「Dゾーン」として設定されたものである。

一の5について

基本計画における環境ゾーンの設定に際しては、平成七年から平成十年までの間、北陸地方整備局黒部

工事事務所（以下「黒部工事事務所」という。）が、植物、動物、景観等に関する環境調査を実施したところであり、当該調査の詳細については、基本計画の中で明らかにされている。なお、基本計画については、黒部工事事務所等のホームページへの掲載等により公表することとしたい。

一の6について

お尋ねの「それぞれのゾーンにおける土砂流出対策」については、現在、「Cゾーン」及び「Dゾーン」において砂防えん堤等の整備を実施しているが、「Aゾーン」及び「Bゾーン」においては対策を実施していない。また、それぞれのゾーンにおける今後の対策については、現在のところ未定である。今後とも、砂防事業の実施に当たり、それぞれのゾーンにおいて掲げている基本理念を踏まえ、合理的かつ効果的に土砂を処理するよう必要な措置を講ずることとしている。

また、基本計画は、砂防事業の実施に当たっての溪流の自然環境等の保全、創造等に関する基本理念等を定める計画であり、個別の砂防設備の整備に関する計画ではないため、お尋ねの「それぞれのゾーンの最下流域における計画生産土砂量及び計画流出土砂量」は、算出していない。

二の1について

一級河川黒部川水系黒薙川においては、現時点で砂防えん堤四基が完成し、一基が施工中であるが、今後建設する予定の砂防えん堤について、その計画地点を特定する具体的な計画は有していない。

二の2について

平成八年十月に黒部工事事務所及び富山県が公表した「第9次治水事業五箇年計画の要望主要プロジェクト」において記載されている「柳又谷砂防ダム群第一号砂防ダム」は、黒部工事事務所及び富山県の要望主要事業の一つとして同資料に示されたものであるが、現時点においては、御指摘の「黒部川水系黒薙川に関する資料」において回答したとおり、当該事業についての具体的な計画はない。

二の3について

お尋ねの「柳又谷及び北又谷一帯」を砂防指定地としている事実はない。

三の1について

黒薙ダムは、実施計画調査の段階に至っており、事業化されていない。

三の2について

現在、護岸、根固めの施工等、黒部川水系工事事務所基本計画に記載されている治水対策を着実に実施し

ているところであるが、同計画全体の実現の見込み年度は未定である。

三の3について

平成七年十月十三日に開催された宇奈月ダム事業審議委員会（以下「審議委員会」という。）に、その事務局である北陸地方整備局が提出した資料においては、黒薙ダムの事業の段階に関し、「予備調査中」と記載しており、実施計画調査の段階に至っていないことを示している。

三の4について

一般的に、水力発電所における発電量は、ダムの利用形態、河川の流況、水力発電所の位置等により変動するものであるため、一概にダムの規模との比較だけで発電量の多寡を評価することは適当ではなく、関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）宇奈月発電所について、「ダムの規模に比べて発電量が小さい」との御指摘は当たらないと考える。

また、関西電力に聴いたところ、平成十三年四月一日から平成十四年十月三十一日までの同発電所における日ごとの発電実績は、別表のとおりである。

三の5及び6について

宇奈月ダムは、洪水調節による黒部川水系の洪水防御、新川広域圏（魚津市、黒部市、宇奈月町、入善町及び朝日町の二市三町をいう。以下同じ。）に対する水道用水の供給及び発電を目的とする多目的ダムとして、平成十三年度から運用管理を開始している。

水道事業を実施する富山県からは、審議委員会に対し、宇奈月ダムは是非必要であるとの新川広域圏からの意見を踏まえ水道事業について変更する必要があるとは考えていない旨回答がなされ、これを踏まえ、審議委員会から、宇奈月ダムをできるだけ早期に完成することが妥当であるとの提言がなされた。その後、国土交通大臣は、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第十五条第一項に基づいて、申請者の富山県の意向を踏まえ、水道用水の供給を目的とする宇奈月ダムのダム使用权を富山県に対し平成十三年四月一日付けで設定している。

また、発電については、宇奈月ダムからの放流水を使用する関西電力宇奈月発電所が平成十二年五月十七日から運転を開始するとともに、関西電力新柳河原発電所では平成十二年六月二十二日から宇奈月ダム貯水池を逆調整池として使用している。

このように、宇奈月ダムにおいて、水道用水の供給及び発電を目的とする利水容量が必要とされている

ことから、御指摘のように、「宇奈月ダムの利水容量を治水容量に転用すること」はできないと考える。

なお、宇奈月ダムの排砂ゲートは、貯水池にたまった土砂を流水と共にダム下流に排出する際に開放するものであり、御指摘のように、これを常時開放することは、同ダムの洪水調節等を目的とした操作をする上で考えられないため、排砂ゲートを常時開放とした場合の同ダムの洪水調節効果を算定することはできないと考える。

四の1について

黒部川水系に係る河川整備基本方針及び河川整備計画については、現在、必要な調査、その結果の分析等を行っているところであり、これらの調査等を踏まえて策定することとしている。

四の2について

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第三項は、「河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない」と規定しているところ、御指摘の「流域委員会」とは、同項の意見聴取を行うために設置する委員会のことを指すものと思われるが、現時点では、黒部川水系に関する同項の意見聴取の方

法については未定である。

四の3について

河川整備計画の案の作成に際しての意見聴取の方法については、各水系の特性を勘案して検討されるものであり、黒部川水系に係る河川整備計画についても、今後、北陸地方整備局において検討する予定である。

五について

お尋ねは、富山県漁業協同組合連合会と関西電力との間の関係に係るものであり、政府としてお答えする立場にない。

なお、御指摘の平成十四年四月十六日の参議院農林水産委員会における木下寛之水産庁長官の答弁は、富山県から報告のあった事項に基づき行ったものである。

別表
宇奈月発電所 発電電力量

	平成13年度												平成14年度									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月			
1日	244	374	480	212	280	293	54	60	65	18	24	73	230	480	438	394	256	261	278			
2日	160	386	480	136	276	291	186	110	53	47	11	0	235	480	453	421	258	300	437			
3日	169	407	480	305	261	285	96	56	87	47	0	0	260	480	441	434	258	303	317			
4日	160	416	480	468	289	308	123	116	88	19	0	0	387	480	417	459	255	313	284			
5日	151	419	480	480	258	295	93	60	68	31	0	0	405	480	431	425	257	300	274			
6日	258	416	480	480	282	287	83	341	66	15	0	0	237	480	430	391	256	297	301			
7日	249	414	480	480	295	292	90	178	92	0	0	0	386	480	431	374	259	270	402			
8日	336	413	480	480	273	249	91	131	62	1	0	0	415	480	431	373	260	255	301			
9日	240	453	480	460	309	102	60	97	85	0	8	0	414	480	428	367	259	234	327			
10日	260	466	480	408	308	172	96	97	49	46	110	0	399	480	426	427	256	232	287			
11日	263	403	480	406	296	241	62	54	66	39	99	0	243	480	437	459	255	223	256			
12日	345	240	480	404	266	196	62	59	69	8	189	0	241	480	477	470	256	222	258			
13日	233	241	480	412	305	91	59	104	126	12	220	62	239	480	435	405	135	224	254			
14日	227	361	480	438	327	108	60	57	110	18	222	143	238	480	462	214	253	235	255			
15日	233	409	480	393	174	154	60	56	55	56	223	0	244	480	427	120	297	330	252			
16日	235	416	480	387	193	154	60	72	91	195	222	0	245	480	410	350	249	240	270			
17日	239	420	480	327	311	89	105	71	29	149	226	52	469	480	429	433	253	361	253			
18日	241	428	480	335	280	80	57	62	55	92	226	220	457	480	404	480	255	306	254			
19日	241	428	427	286	134	58	56	60	60	82	104	247	411	480	395	480	280	239	253			
20日	275	425	303	366	260	60	55	83	31	65	70	407	410	480	387	469	298	236	253			
21日	239	475	0	302	264	66	58	92	29	57	62	391	412	480	366	425	255	238	289			
22日	239	446	227	320	320	56	57	59	54	58	60	419	416	480	389	419	257	236	309			
23日	235	480	328	329	273	55	102	42	49	52	82	401	418	480	375	397	270	240	282			
24日	237	480	427	366	259	70	60	36	46	47	150	317	416	480	373	367	308	240	267			
25日	236	480	480	376	337	55	58	42	52	42	237	225	417	480	356	363	303	225	249			
26日	236	480	425	275	325	56	53	49	25	42	283	283	373	480	312	369	274	222	254			
27日	237	480	480	282	307	54	58	64	31	0	241	313	387	480	373	341	317	215	378			
28日	237	480	480	264	301	73	58	53	0	36	241	267	418	480	362	253	322	261	338			
29日	236	480	478	265	295	54	153	44	35	42		304	418	464	362	257	326	251	310			
30日	256	480	436	309	290	66	77	276	40	30		283	449	416	363	253	328	233	296			
31日		480		278	293		59		47	21		232		432		255	317		256			
合計	7,167	13,174	13,129	11,029	8,641	4,410	2,401	2,863	1,767	1,366	3,290	4,639	10,699	14,752	12,221	11,644	8,382	7,742	8,974			

(注：1MWh = 1,000kWh)

[単位：MWh]